

福島県環境基本条例の一部改正について

平成24年11月22日

生活環境総務課

1 目的

環境基本法（平成5年法律第91号）が改正され、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置が同法の適用の対象とされたこと等から、本県の環境保全施策の基本事項等を定めている福島県環境基本条例に放射性物質による環境汚染対策を追加し施策の一層の推進を図る。

2 改正の方針

本県の喫緊の課題である放射性物質による環境汚染への対処について規定を追加する。

3 今後のスケジュール

平成24年 9月11日 環境審議会全体会（諮問等）

11月22日 環境審議会第1部会

12月上旬 原案を作成し、環境審議会第1部会委員へ照会
（部会長と調整後、結果を各委員へ報告）

平成25年 1月中旬 環境審議会全体会（答申（案）について検討）

答申

3月下旬 条例の改正